

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第5区分

【発行日】平成27年10月1日(2015.10.1)

【公表番号】特表2013-533393(P2013-533393A)

【公表日】平成25年8月22日(2013.8.22)

【年通号数】公開・登録公報2013-045

【出願番号】特願2013-521818(P2013-521818)

【国際特許分類】

D 21 H 19/22 (2006.01)

A 47 K 10/16 (2006.01)

【F I】

D 21 H 19/22

A 47 K 10/16 C

【誤訳訂正書】

【提出日】平成27年8月11日(2015.8.11)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】全文

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

クレーピングされていない基材に添加剤組成物を塗布する方法であって、

(a) 第一の表面と反対側の第二の表面とを有する基材を提供する段階であって、前記基材が、50%未満のセルロース系繊維を含む段階；

(b) 分散体の形態の添加剤組成物を前記基材の少なくとも第一の表面に塗布する段階であって、前記添加剤組成物は、 $y = 40e^{0.07x}$ の等式によって算出される値に等しい又はそれより大きい粘度を有し、この式中のyは、センチポワズの単位での粘度を表し、xは、水なしで算出される乳化剤含有量の百分率である段階；及び

(c) 前記添加剤組成物を塗布する段階の後、前記基材を乾燥させる段階を含み、

前記基材が薄葉紙である、方法。

【請求項2】

前記添加剤組成物が、ポリオレフィン分散体を含む、請求項1に記載の方法。

【請求項3】

前記添加剤組成物が、0.1から5マイクロメートルの範囲の平均粒径直径を有する粒子を有する分散体を含む、請求項1に記載の方法。

【請求項4】

前記分散体が、30から60%の固形分レベルを有する、請求項1に記載の方法。

【請求項5】

前記基材を乾燥させる段階が、25で行われる、請求項1に記載の方法。

【請求項6】

前記基材を乾燥させる段階が、70から100の範囲の乾燥温度でのものである、請求項1に記載の方法。

【請求項7】

前記基材が、3cc/g未満の嵩を有する、請求項1に記載の方法。

【請求項8】

前記基材の少なくとも第一の表面に前記分散体を塗布する段階が、前記基材上への噴霧

、前記基材上への押し出し、前記基材上での発泡、又は前記基材上への印刷によって行われる、請求項1に記載の方法。

【請求項9】

前記添加剤組成物が、前記基材の表面に完全に浸透しない、請求項1に記載の方法。

【請求項10】

クレーピングされていない基材に添加剤組成物を塗布する方法であって、

(a) 第一の表面と反対側の第二の表面とを有する基材を提供する段階であって、前記基材が、50%未満のセルロース系繊維を含む段階；及び

(b) 分散体の形態の添加剤組成物を、前記基材の少なくとも第一の表面に、前記基材に完全に浸透させることなく塗布する段階であって、前記添加剤組成物は、 $y = 40e^{0.07x}$ の等式によって算出される値に等しい又はそれより大きい粘度を有し、この式中のyは、センチポワズの単位での粘度を表し、xは、水なしで算出される乳化剤含有量の百分率であり；並びに前記添加剤組成物は、0.1から5マイクロメートルの範囲の平均粒径直径及び30から60%の固形分レベルを有する粒子を含む段階；及び

(c) 前記基材を乾燥させる段階

を含み、

前記基材が薄葉紙である、方法。

【請求項11】

50%未満のセルロース繊維を含むクレーピングされていない基材と、

前記基材上に印刷される添加剤組成物と

を含む物品であって、

前記添加剤組成物が、ポリオレフィンを含み；前記添加剤組成物が、前記基材に完全に浸透しない多数の粒子を含むものあり、

前記基材が薄葉紙である、物品。

【請求項12】

G M Tが、未処理の前記物品のものの±20%であり、前記G M Tは前記物品の幅方向引張強度を掛けた縦方向引張強度の積の平方根である、

請求項11に記載の物品。

【請求項13】

本明細書中で定義するとおりの触感性についてのイン・ハンド・ランキング・テスト(In Hand Ranking Test)に従って未処理の前記物品と比較して少なくとも0.2より大きい柔軟性の差を有する、請求項11に記載の物品。

【誤訳訂正2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0116

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0116】

当業者は、添付の請求項により詳細に示す本発明の精神及び範囲を逸脱することなく、本発明に対するこれら及び他の変更及び変型を実施することができる。加えて、様々な実施形態の態様を全体的にも部分的にも交換できることは、理解されるはずである。さらに、上述の説明が単なる例としてのものであり、本発明を限定するためのものではなく、そのためそのような添付の請求項において本発明がさらに説明されることは、当業者には理解されるであろう。

なお本願は、特許請求の範囲に記載の発明に関するものであるが、他の態様として以下も包含し得る。

(1) ウェブ製品に添加剤組成物を塗布する方法であって、

(a) 第一の表面と反対側の第二の表面とを有する基材を提供する段階であって、前記基材が、50%未満のセルロース系繊維を含む段階；

(b) 分散体の形態の添加剤組成物を前記基材の少なくとも第一の表面に塗布する段階

であって、前記添加剤組成物は、 $y = 40 e^{0.07x}$ の等式によって算出される値に等しい又はそれより大きい粘度を有し、この式中のyは、センチポワズの単位での粘度を表し、xは、水なしで算出される乳化剤含有量の百分率である段階；及び

(c) 前記添加剤組成物を塗布する段階の後、前記基材を乾燥させる段階を含む方法。

(2) 前記添加剤組成物が、ポリオレフィン分散体を含む、上記(1)に記載の方法。

(3) 前記添加剤組成物が、0.1から5マイクロメートルの範囲の平均粒径直径を有する粒子を有する分散体を含む、上記(1)に記載の方法。

(4) 前記分散体が、30から60%の固形分レベルを有する、上記(1)に記載の方法。

(5) 前記基材を乾燥させる段階が、25で行われる、上記(1)に記載の方法。

(6) 前記基材を乾燥させる段階が、70から100の範囲の乾燥温度でのものである、上記(1)に記載の方法。

(7) 前記基材が、3cc/g未満の嵩を有する、上記(1)に記載の方法。

(8) 前記基材の少なくとも第一の表面に前記分散体を塗布する段階が、前記基材上への噴霧、前記基材上への押し出し、前記基材上での発泡、又は前記基材上への印刷によって行われる、上記(1)に記載の方法。

(9) 前記添加剤組成物が、前記基材の表面に完全に浸透しない、上記(1)に記載の方法。

(10) 基材に添加剤組成物を塗布する方法であって、

(a) 第一の表面と反対側の第二の表面とを有する基材を提供する段階であって、ウェブが、50%未満のセルロース系纖維を含む段階；及び

(b) 分散体の形態の添加剤組成物を、前記基材の少なくとも第一の表面に、前記基材に完全に浸透させることなく塗布する段階であって、前記添加剤組成物は、 $y = 40 e^{0.07x}$ の等式によって算出される値に等しい又はそれより大きい粘度を有し、この式中のyは、センチポワズの単位での粘度を表し、xは、水なしで算出される乳化剤含有量の百分率であり；並びに前記添加剤組成物は、0.1から5マイクロメートルの範囲の平均粒径直径及び30から60%の固形分レベルを有する粒子を含む段階；及び

(c) 前記基材を乾燥させる段階を含む方法。

(11) 50%より多くのセルロース纖維を含む基材と、

前記基材上に印刷される添加剤組成物と

を含む物品であって、

前記添加剤組成物が、ポリオレフィンを含み；前記添加剤組成物が、前記基材に完全に浸透しない多数の粒子を含むものである物品。

(12) G M Tが、未処理の前記物品の±20%である、上記(11)に記載の物品。

(13) 本明細書中で定義するとおりの触感性についてのイン・ハンド・ランキング・テスト( In Hand Ranking Test )に従って未処理の前記物品と比較して少なくとも0.2より大きい柔軟性の差を有する、上記(11)に記載の物品。